

東京学芸大学における地域連携事業等

山本 晴信（東京学芸大学 総務部社会連携課長）

1 「教育用コンテンツの活用・高度化事業」への取組経緯

文部科学省においては、世界最先端のIT国家の実現を目指すe-Japan 戦略等に基づき、教育の情報化を推進している。その一環として、ハード・ソフト両面における情報インフラの整備とともに、教科における活用・教員の指導力を向上させるための施策を講じ、平成14年度からITの効果的な活用による「わかる授業の実現」、児童・生徒の「情報活用能力の育成」を図るため、「教育用コンテンツの活用・促進事業」を実施している。

平成16年4月8日に文部科学省から、平成16年度においても引き続き本事業を実施する旨企画の募集があり、本学副学長（研究等担当）長谷川貞夫理事の指導のもとに「地域連携デジタルコンテンツ活用コンソーシアム」を立ち上げ、実践研究テーマ『デジタルコンテンツを活用した「わかる授業」の実現による確かな学力の向上を目標とした、大学と地域の連携協力による実践研究』の企画書を作成し、平成16年5月7日文部科学省に提出した。

平成16年6月4日に文部科学省から、今年度は28件もの提案があったこと及び選考の結果、本コンソーシアムを含め8件の事業計画について採択された旨通知があった。

その後、平成16年6月16日に文部科学省の担当（生涯教育局参事官（学習情報政策担当）付メディア係）による「教育用コンテンツの活用・高度化事業委託説明会」が開催され、事業の計画・実施の手引き等により事業委託計画の詳細について説明があり、それらを受けて、平成16年6月25日に事業計画書を提出、平成16年7月16日に正式契約となり、本事業がスタートした。

なお、事業計画書等については、資料を参照願いたい。

2 本学の地域連携事業の取組経緯等と課題

2.1 取組経緯

近年、大学に対する社会からの要請には、従来の教育・研究以外に社会貢献が求められ、各大学はそれぞれ地域との連携協力のもと、なんらかの連携事業を行っている。

本学においても、従来から教育学部という特徴を生かした地域貢献は行ってはいたが、関わる教員や分野・領域に偏りが見られること、個人レベルでの貢献が中心で、大学の一組織が行っている場合でも、地域貢献に関する大学としての中心的・統一的組織がないために、大学全体として豊かな人的資源が生かされていないとの状況であった。

そこで本学では、本学の教育研究のニーズと地域への幅広い貢献を整合させるべく、平成14年12月の部局長会、平成15年1月の代議員会において、地域連携の実績・要望が大である近隣3市（小金井市・小平市・国分寺市）との連携事業推進のための組織のあり方について審議し、平成15年2月5日の代議員会で、近隣3市教育委員会との「地域連携協定書」及び連携協力の実施機関としての「地域連携協議会」の発足を承認した。

その後、平成15年2月19日の代議員会において、近隣3市教育委員会との「地域連携協議会」への学

内支援体制の組織として「東京学芸大学地域連携推進委員会要項」を制定し、大学としての体制を整備するとともに、本学としての「地域貢献の基本理念」及び「地域連携の基本方針」を制定した。

「地域貢献の基本理念」

東京学芸大学は、地域に開かれた大学として、教育と文化の向上、人権の尊重、共生社会の建設、平和な社会の実現をめざし、教育界、産業界、地域社会等の組織と共に、生涯学習社会の発展等に寄与する。

「地域連携の基本方針」

東京学芸大学は、地域貢献の基本理念にもとづき、地域社会に貢献するものとする。

主な地域貢献等は、以下のとおりである。

- 1 教育機関、教育関係者との連携・協力に関すること。
- 2 研究機関との連携・協力に関すること。
- 3 行政機関との連携・協力に関すること。
- 4 地域社会との連携・協力に関すること。
- 5 産業界との連携・協力に関すること。

平成16年4月に国立大学法人となった本学は、その中期目標において「教育及び研究における社会との連携・協力を推進するための体制を充実する」こととし、平成15年2月制定の「東京学芸大学地域連携推進委員会要項」を「規程」に改め、連携先も小金井市・小平市及び国分寺市の各教育委員会以外の教育委員会及び地域社会に広げると共に、委員構成も改正した。また、地域連携事業の申込みシステムを作成し、本学ホームページに公開した。

2. 2 取組状況

(1) 近隣3市（小金井市・小平市・国分寺市）の各教育委員会との連携状況

近隣3市とは「地域連携協定書」を取り交わし、教員の資質・能力の向上及び学校教育上の諸課題等への支援・対応並びに教員養成への協力等のため、相互に連携し、地域貢献及び各市の教育の充実・発展を図ることとしている。

その具体的な連携協力内容は、東京学芸大学のカリキュラム「教職入門」の授業に、近隣3市の学校長・教員の講義と学生が学校参観を行う際の指導・助言等の協力をお願いしている。

さらに、教員養成で重要な位置を占める教育実習の協力学校として、毎年多数の学生の受け入れをお願いしている。

一方本学からは、学生が、ティーチング・アシスタントやボランティアとして学校現場で協力している他、平成15年度から実施されている「10年経験者研修」については、大学としてどう協力出来るかを、現在、各教育委員会と検討している。

その他、本学教員や大学院生が、不登校児童・生徒の相談や学校の公開研究授業に協力している。

(2) 近隣3市以外の教育委員会との連携状況

近隣3市以外の教育委員会との連携事業については、地域連携推進委員会において作成した「東京学芸大学との地域連携事業申込書」の提出を求め、同委員会においてその内容等を検討し、学内の関

係部局等との調整を行なった後、実施することとしている。

平成17年4月から予定されている連携事業は、以下のものがある。(予定を含む。)

- ・ 北区教育委員会

事業の名称—北区での特別支援教育推進に関する東京学芸大学との連携・協力プロジェクト

事業の概要—北区では、平成16年度から東京都の指定を受けて、モデル事業として「特別支援教育コーディネーターの要請」「支援システムの確立」「巡回指導などの新たな指導形態の確立」等の検討・試行を行なっている。

平成17年度から、「北区におけるあり方」の検討を行なうこととなり、本学の研究機能や専門技術の支援により、特別支援教育の体制を充実すること及び本学の研究や人材養成に資するため連携を行なうものである。

具体的な連携内容は以下のとおりである。

- ① 特別支援教育コーディネーター養成プログラム作りへの協力
- ② 特別支援教育コーディネーター養成研修等への講師派遣
- ③ 特別支援教育公開講座への受講生受入
- ④ 特別支援教育専門委員会（指導形態・判定等を所管）への参加
- ⑤ 特別な支援を必要とする児童の在籍学校への大学院生等の派遣
- ⑥ あり方検討会への座長及び座長補佐の派遣

事業の期間—平成17年4月1日～平成18年3月31日（平成18年度の継続希望あり。）

- ・ 調布市教育委員会

事業の名称—不登校対策事業SWITCHプログラム

事業の概要—調布市では、平成17年度から不登校または、不登校の危惧がある児童・生徒について、在籍する学校の関係者（担任、生活指導、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職）などが、個別調査票を作成する。その調査票を本学関係研究室で分析し、適切な指導・助言を行なう。また、必要によって学生ボランティアを派遣する。そのことにより、調布市による不登校に関する調査研究と調布市の関係諸機関の役割とその連携について研究する。

事業の期間—平成17年4月1日～平成18年3月31日（平成18年度の継続希望あり。）

(3) 地域社会等との連携状況

地域社会等との連携状況は、以下のとおりである。(予定も含む。)

- ・ 本学生活科学講座と小金井みんな子育てプロジェクト「むすびへの」の連携

事業の名称—子育て支援フォーラム（地域の子育て支援ネットワークを作ろう）

事業の概要—密室の中の育児ではなく、地域の人々が協働して子どもを見守り、育てる社会を目指し、地域の子育て支援者と研究者が集い、異なる立場の人たちが連携するメリットと可能性について共に考えるため、基調講演とパネルディスカッションを行なった。

事業の実施—平成17年2月19日（土曜日）

- ・ 本学自然科学系と多摩六都科学館との連携

事業の概要—協定書を締結し、本学と多摩六都科学館が相互に連携し、地域の科学教育の発展に資するための事業及び調査・研究を行なう。

事業の内容—多摩六都科学館は、多摩北部の5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）で共同運営をする科学館で、プラネタリウム、展示室、科学学習室の3つを柱として、科学を体験することをコンセプトに運営されている。

理科離れが言われている今日、科学教育の普及を図るため、多摩六都科学館が実施する「科学学習室」に本学教員を派遣（科学系の教授に実験授業を、地学系の教授に化石に関する授業等）することや、本学学生に科学館を開放し、就業体験の場を提供する等の連携を考えているが、具体的な連携方法については、今年度中に相談し、平成17年度からの実施を予定している。

事業の実施—平成17年4月1日～平成18年3月31日

2. 3 課題

東京学芸大学における地域連携事業の取り組み状況は前述のとおりであるが、以下のような課題があり、今後これらの点について十分検討する必要がある。

(1) 連携事業に係る組織体制・支援体制の充実

本学における連携事業の推進組織としては、「地域連携推進委員会」がその役割を担っているが、その活動については、まだまだ十分とはいえない。

また、ある事業を推進することが決定された後の、支援体制も十分とはいえない。

このことは、従来大学は教育・研究に重点が置かれ、社会貢献に対してはその対応が必ずしも十分でなかったからであると言えると思う。

近年、大学の社会貢献が求められていることを踏まえ、今後は、「地域連携推進委員会」の活動を更に活性化させ、また、支援体制のあり方も検討し、充実する必要がある。

(2) 連携事業を推進する人材養成

支援体制のあり方を検討する際、やはり重要となるのはそれに関わる人材であるといえる。

このことから、社会貢献活動の担い手としての人材養成を積極的・体系的に行なうことが必要であり、教員・事務職員にかかわらず社会貢献活動に意欲と情熱のある人材の養成が求められる。

また、連携事業内容によっては、専門性が求められるが、それらへの対応は全学を上げて行えるように、大学構成員の理解と協力が得られる体制や構成員の意識改革を促す必要があり、このことは、まさに全学を上げて取り組むべき課題であると思う。

(3) 連携事業の財政支援

支援体制のあり方を検討する際の、もう一つの重要な視点は、財政支援策である。

国立大学法人となった本学は、運営費交付金のみならず、外部資金獲得等を積極的に行なわなくてはならない。

連携事業においても、学内の優秀な人材を活用して連携事業を推進し、連携相手先に資金提供を求めることとなるが、連携事業内容によっては、本学から積極的に財政支援を行なう場合も考えられる。

その際、連携事業の内容が「本学ならではのものか」とか「本学の特徴が出せるものか」等の視

点で、財政支援方策を策定する必要があり、これらの検討も早急に進める必要がある。

以上幾つかの課題を提言したが、いずれにしても、連携事業が推進され、成果が社会に還元され、本学の存在が社会的に評価されるには、これらの課題解決が不可欠であるとする。